

中小企業経営者の実態

9月号

2022

FOR SOCIAL VALUE

BLUE REPORT Highlight

中小企業とインボイス制度

～新制度への理解と取り組み状況～

2022年 8月 26日 フォーバル編集

SUBJECT

インボイス制度について

今、多くの企業が準備を進めている新しい制度に「インボイス（適格請求書）制度」があります（正式名称は適格請求書等保存方式）。

取引先において消費税額を正確に記載した書類を作成し、国側が消費税額を正確に把握することを目的としています。中小企業はもちろんのこと、個人事業主やフリーランスなども含めた全ての企業が検討しなければならない重要な制度です。

消費税の納付税額は、自社の売上時の税額と、仕入れ時の税額の差額により決まります。インボイス制度はこの仕入税額を控除する方式のことで、よって、控除を受けるためには必要な記載内容を満たす適格請求書の保存が必要になります。

例えば、買手が仕入れ時の税額について控除（仕入税額控除）の適用を受けるためには、原則として、取引相手（売手）である登録事業者からのインボイスの保存が必要になります。それができない場合は、買手側が仕入れ時の税額についても消費税を負担しなければならないのです。

この制度によって今後懸念されるのが、取引先からインボイスを求められたときに対応できない免

税事業者は仕事も失うリスクがあるということです。さらに、もし免税事業者のまま契約ができたとしても、仕入税額分の負担を取引先から求められてしまうような事態が発生する可能性もあります。

この制度の対象は課税事業者ですが、免税事業者であっても、仕事を失うリスクを回避するために登録を申請することは可能です。これまでは免税事業者で運営してきた事業者も、免除されるメリットも考慮した上で、対応をしなければならぬのです。制度の開始は令和5年10月からですが、この登録申請は令和3年10月からすでに開始されています。

多くの事業者にとって対応が求められるインボイス制度について、特に中小企業の理解はどの程度進み、また実際に取り組んでいるのでしょうか。本レポートは、インボイス制度についての中小企業の理解度や取り組み状況について行った調査をまとめたものです。

CONTENTS

ブルーレポートmini 2022年9月号 目次

1. インボイス制度への理解	3
1-1. インボイス制度についての内容理解	3
1-2. 理解できていない理由	4
2. インボイス制度への取り組み状況	5
3. インボイス制度についての説明有無	6
4. まとめ	7

今、多くの企業が準備を進めている新しい制度に「インボイス（適格請求書）制度」があります（正式名称は適格請求書等保存方式）。

取引先において消費税額を正確に記載した書類を作成し、国側が消費税額を正確に把握することを目的としています。

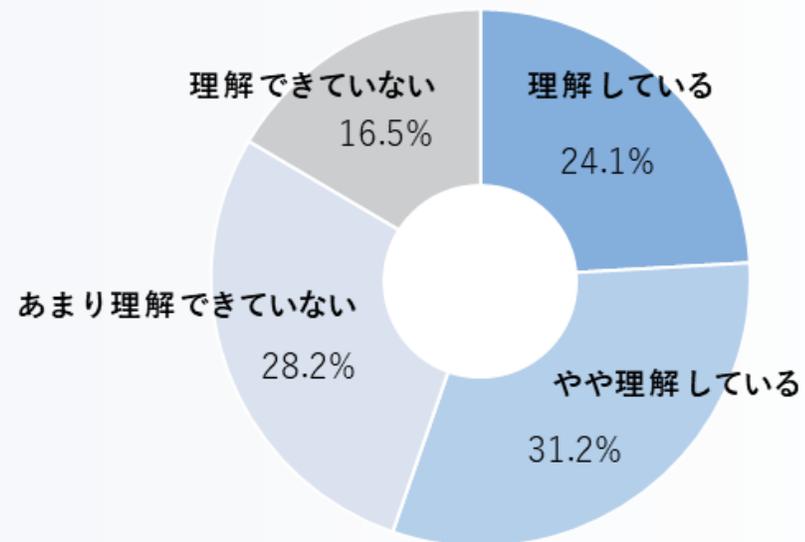
消費税の納付税額は、自社の売上時の税額と、仕入れ時の税額の差額により決まります。インボイス制度はこの仕入税額を控除する方式のことで、よって、控除を受けるためには、取引相手（売手）である登録事業者からのインボイスの保存が必要になります。それができない場合は、買手側が仕入れ時の税額についても消費税を負担しなければならないのです。

多くの事業者にとって対応が求められるインボイス制度について、特に中小企業の理解はどの程度進み、また実際に取り組んでいるのでしょうか。本レポートは、インボイス制度についての中小企業の理解度や取り組み状況について行った調査をまとめたものです。

TOPIC 01 インボイス制度への理解

インボイス制度についての内容理解を
できているのは

55.3%

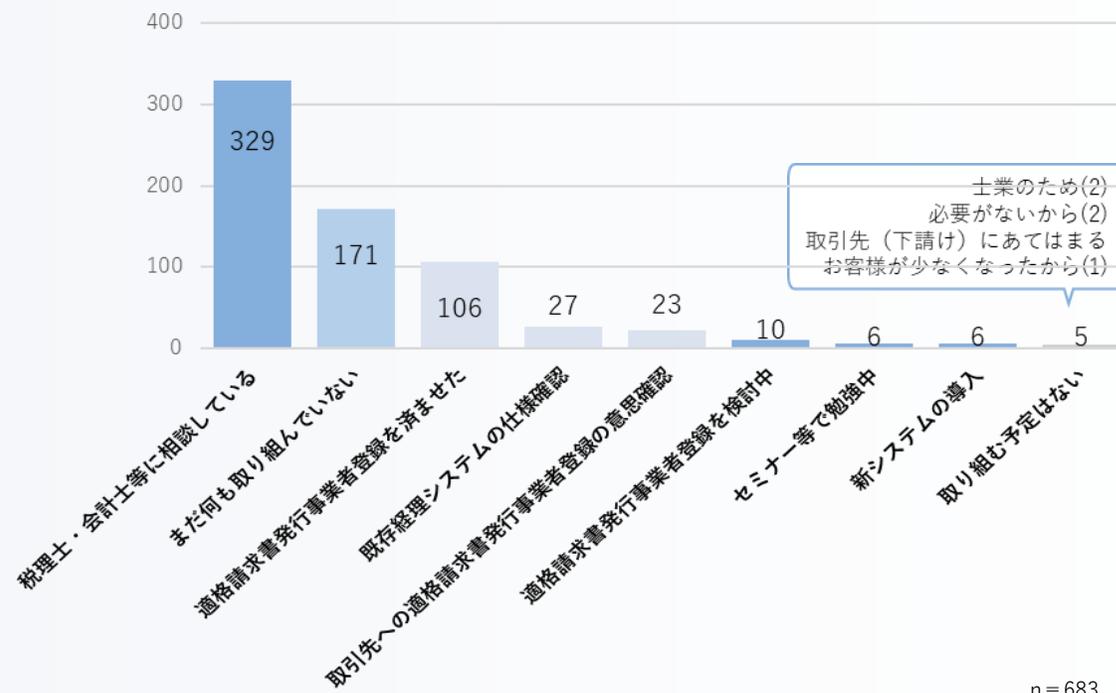


n = 1,240

TOPIC 02 インボイス制度への取り組み状況

最も多いのは、

税理士・会計士等に相談している

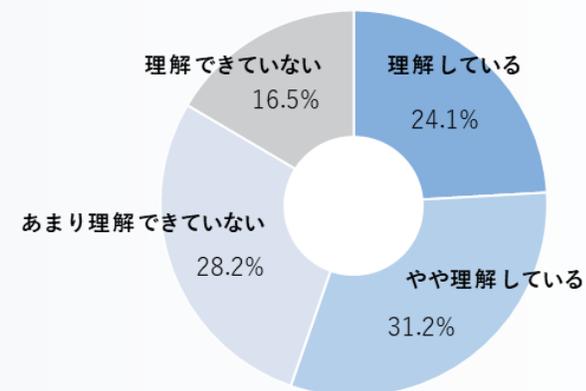


n = 1,240

TOPIC 01 インボイス制度への理解

インボイス制度についての内容理解をできているのは

全体の **55.3%**



TOPIC 02 インボイス制度への取り組み状況

最も多いのは

税理士・会計士等に相談している

n = 683

